

助成金を活用して 資格・免許を取得 しませんか!!

通年雇用に向けてステップアップ!!



札幌市に住民登録のある方で、
次のいずれかに該当し、資格を取得して
通年雇用を望まれている方

- ① 雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
- ② 離職者で、直前に「平成28年度または29年度の短期雇用特例被保険者」であった方
- ③ 離職者で、直前の離職に係る雇用保険が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格がない方で、かつ、前々職が「平成28年度または29年度の短期雇用特例被保険者」であった方

特別教育等助成金 (技能講習・特別教育)

受講料全額(5万円限度)を助成!!

平成29年度中で**助成金申請合計額が5万円以内であれば何度でも申請ができます。**
(異なる資格の複数申請が可能です)

種 目

北海道労働局の技能講習登録教習機関が実施する次の講習が対象となります。

- 技能講習(小型移動式クレーン運転・フォークリフト運転・玉掛け・ガス溶接等)
- 特別教育(自由研削砥石・アーク溶接・伐木・締固め用機械・小型クレーン等)
- 特別教育に準じた教育(刈払い機取扱・振動工具取扱・丸のこ等取扱・職長教育等。再教育講習は対象外です)
- ボイラー実技講習(受験準備講習は対象外です)

※受講できる教習機関は指定となるので、事前に協議会へご相談ください。
 ※国の「教育訓練給付金」との併給はできません。
 ※助成金の申請手続きは2回必要です
 (1回目:受講前の利用申請 2回目:資格取得後の支給申請)。
 支給申請(2回目手続き)の最終期限は
平成30年3月16日(金)です。

助成金は予算の範囲がありますので、予算限度額に達した場合は利用の受付を締め切らせていただきます。

能力開発支援助成金 (指定教育訓練)

受講料の3割(10万円限度)を助成!!

平成29年度中で**助成金申請合計額が10万円以内であれば何度でも申請ができます。**
(異なる資格の複数申請が可能です)
*検定料は自己負担

種 目

- 厚生労働大臣が指定した教育訓練(通学または通信によるもの) 様々な種目の教育訓練が対象となります。次の検索システムでご確認ください。
中央職業能力開発協会のホームページ⇒教育訓練給付検索システム
http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku
- 北海道が指定した介護員養成研修事業者が行う研修
北海道保健福祉部福祉課ホームページの介護職員初任者研修指定事業者一覧
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/syoninsyakensyu_jisshiyotei.htm
- 北海道が指定した居宅介護職員初任者研修等を実施する事業者が行う研修
北海道保健福祉部施設運営指導課ホームページの居宅介護職員初任者研修等指定事業者一覧
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/kenshuu/uujishayouseikenshuu.htm>
- 公安委員会が指定した教習所が行う免許を受けるための教習。ただし次の教習に限ります。
**大型免許 中型免許 大型二種免許 中型二種免許
普通二種免許 大型特殊免許 けん引免許**
- 技能講習(小型移動式クレーン運転・フォークリフト運転・玉掛け・ガス溶接等)

平成29年度中に、お一人で2種類の助成金の利用が可能です。また、協議会の「人材育成事業(無料講習)」への参加も可能です。

・能力開発支援助成金

助成対象者

- ・札幌市に住民登録のある方。
- ・雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている。

助成金

- ・受講料の3割(10万円限度)

対象車種

- ・大型、中型、大型二種、中型二種、普通二種、大特、牽引免許

詳しくは、「さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会」へ問い合わせください。

北海道公安委員会指定《技能試験免除》

札幌インター自動車学校

札幌市白石区米里2条3丁目5番1号 TEL(011)875-2211